

廃食用油の回収場所が増えました!

家庭の使用済み油の回収場所が増え、さらに利用しやすくなりました。回収した油は、バイオディーゼル燃料として再利用しています。

☎ 環境保全課(☎826-1111 内線2449)



新規回収場所

- スーパーまるも(神立店、都和店、まりやま店)
- スーパーハリガエ
- コープつちうら店

油はよくさましてからペットボトルに入れ、そのまま投函してください!

その他回収場所

- 市役所本庁舎
- 各地区公民館
- 市立図書館(生涯学習館)
- とりせん木田余店
- マルヘイ荒川沖店
- さん・あびお
- カスミ(ピアタウン店、中村店、並木店、フードオフストッカー神立西店)



回収できる油

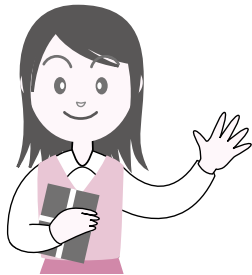
サラダ油、なたね油、コーン油、ごま油、べに花油、ひまわり油、大豆油、落花生油、オリーブ油、亜麻仁油などの植物油

回収できない油

カカオ油、ヤシ油、パーム油、植物性マーガリン、ショートニング、マヨネーズ、ドレッシング、バター、ラードなどの動物油、エンジンオイルなどの鉱物油、クッキングオイルなどの健康機能油 など

～学生で国民年金保険料の納付が困難な方へ～

学生納付特例制度をご利用ください



学生納付特例制度とは、保険料の納付が困難なときに、在学期間中の保険料を社会人になってから納めることのできる制度です。

国民年金担当窓口へ申請し、年金事務所で前年の所得などをもとに審査を行い、

承認されると、在学中期間の保険料の納付が猶予されます。

☎ 申問 国保年金課国民年金係(☎826-1111 内線2440)
土浦年金事務所(☎824-7121)

学生納付特例の対象となる学生は？

大学、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限が1年以上で都道府県知事の認可を受けている学校)などに在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年所得が118万円以下の場合に対象となります。

学生納付特例の承認期間は？

4月または20歳誕生日から3月までのため、申請手続きが毎年度必要となります。

手続きのときに持参するものは？

- ①年金手帳
- ②平成25年度有効の学生証または在学証明書(コピー可)
- ③はんこ(本人が申請する場合は必要ありません)
- ④会社などを退職して学生になった方は、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証などのいずれか(コピー可)

* 承認期間は老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受給するために必要な受給資格期間に算入されます。

* 学生納付特例の承認を受けた期間で10年以内の期間は、さかのぼって保険料を納めること(「追納」といいます)ができます。ただし、申請した年度から数えて3年度目以降に追納するときは、当時の保険料に加算金がつきます。

* 学生納付特例の承認を受けた期間について、追納をしなかった期間があるときは、老齢基礎年金受給額がその期間分減額されます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。